

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月20日
【事業年度】	第106期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
【会社名】	株式会社宮崎太陽銀行
【英訳名】	The Miyazaki Taiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 宮田 穂積
【本店の所在の場所】	宮崎市広島2丁目1番31号
【電話番号】	(代表)(0985)24-2111
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 鳥原 浩二
【最寄りの連絡場所】	宮崎市広島2丁目1番31号
【電話番号】	(代表)(0985)24-2111
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 鳥原 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社宮崎太陽銀行鹿児島支店 (鹿児島市加治屋町14番8号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第106期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

（訂正前）

当行は、経営環境が変革化するなかで、地域社会のニーズに的確に応え、その繁栄に積極的に貢献していくため、内部留保の増大を図り、経営体質をより健全でかつ強靱なものにしていくと同時に、配当につきましては、年2回の安定的配当を続けることにより、株主各位のご期待に報いるよう努力していくことを基本方針としております。

この方針に基づき、第106期におきましては、中間配当は平成18年11月24日に取締役会決議を行い、1株当たり2円50銭の配当を実施しましたが、期末配当金も中間配当金と同額の1株当たり2円50銭（年間5円00銭）といたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）
平成18年11月24日 取締役会決議	133	2.50
平成19年6月28日 定時株主総会決議	133	2.50

（訂正後）

当行は、経営環境が変革化するなかで、地域社会のニーズに的確に応え、その繁栄に積極的に貢献していくため、内部留保の増大を図り、経営体質をより健全でかつ強靱なものにしていくと同時に、配当につきましては、年2回の安定的配当を続けることにより、株主各位のご期待に報いるよう努力していくことを基本方針としております。

なお、当行の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

この方針に基づき、第106期におきましては、中間配当は平成18年11月24日に取締役会決議を行い、1株当たり2円50銭の配当を実施しましたが、期末配当金も中間配当金と同額の1株当たり2円50銭(年間5円00銭)といたしました。

なお、当行は中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月24日 取締役会決議	133	2.50
平成19年6月28日 定時株主総会決議	133	2.50